

石巻南浜津波復興祈念公園祈念碑等設置手続きに関する要領

令和 2 年 6 月 1 日

宮城県土木部都市計画課

(趣旨)

第 1 条 この要領は、国土交通省東北地方整備局東北国営公園事務所(以下「国」という。), 宮城県(以下「県」という。), 及び石巻市(以下「市」という。)が一体的に管理する石巻南浜津波復興祈念公園(以下「復興祈念公園」という。)において、国、又は県、若しくは市以外の者が祈念碑等を設置する場合の手続き等を定めることにより、復興祈念公園としての適切な管理の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 祈念碑等とは、都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290 号。以下「令」という。)第 5 条第 1 項の修景施設のうち「彫像、灯籠、石組、飛石その他これらに類するもの」、又は同条第 5 項の教養施設のうち「記念碑その他これらに類するもの」をいう。

(設置場所)

第 3 条 祈念碑等の設置場所は、原則として、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。)に基づく県立都市公園区域内のうち、別図に示す「祈念の杜」内の指定された場所とする。

(設置の条件)

第 4 条 祈念碑等の設置については、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

- 一 復興祈念公園の基本理念に適合していること
- 二 祈念碑等のデザインが周囲の景観に適合していること
- 三 祈念碑等の材質及び構造は、耐久性を有し危険性のないものであること
- 四 宮城県にゆかりがあること
- 五 政治上の目的、又は宗教上の目的のための設置でないこと
- 六 特定の犠牲者を慰霊するものでないこと
- 七 祈念碑等の設置及び管理については設置者が行なうこと

(設置の許可に係る事前協議)

第 5 条 祈念碑等の設置を希望する者(以下「設置希望者」という。)は、法第 5 条の設置許可申請に先立ち、予め公園管理者である県に事前協議を行うものとする。

(記念碑等受入れ検討会議)

第6条 公園管理者は、第5条の規定による事前協議があった場合には、設置の可否について検討するため、石巻南浜津波復興記念公園記念碑等受入れ検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

2 検討会議は、事前協議に係る記念碑等が、第4条に掲げる条件を満たしているかについて討議するものとする。

3 公園管理者は、事前協議の回答に当たり、前項の規定による検討会議の討議の結果を踏まえるものとする。

4 検討会議の構成は、別表のとおりとする。

5 検討会議の開催は、会議形式とする。ただし、事務局が必要と認めたときはこの限りではない。

(事務局)

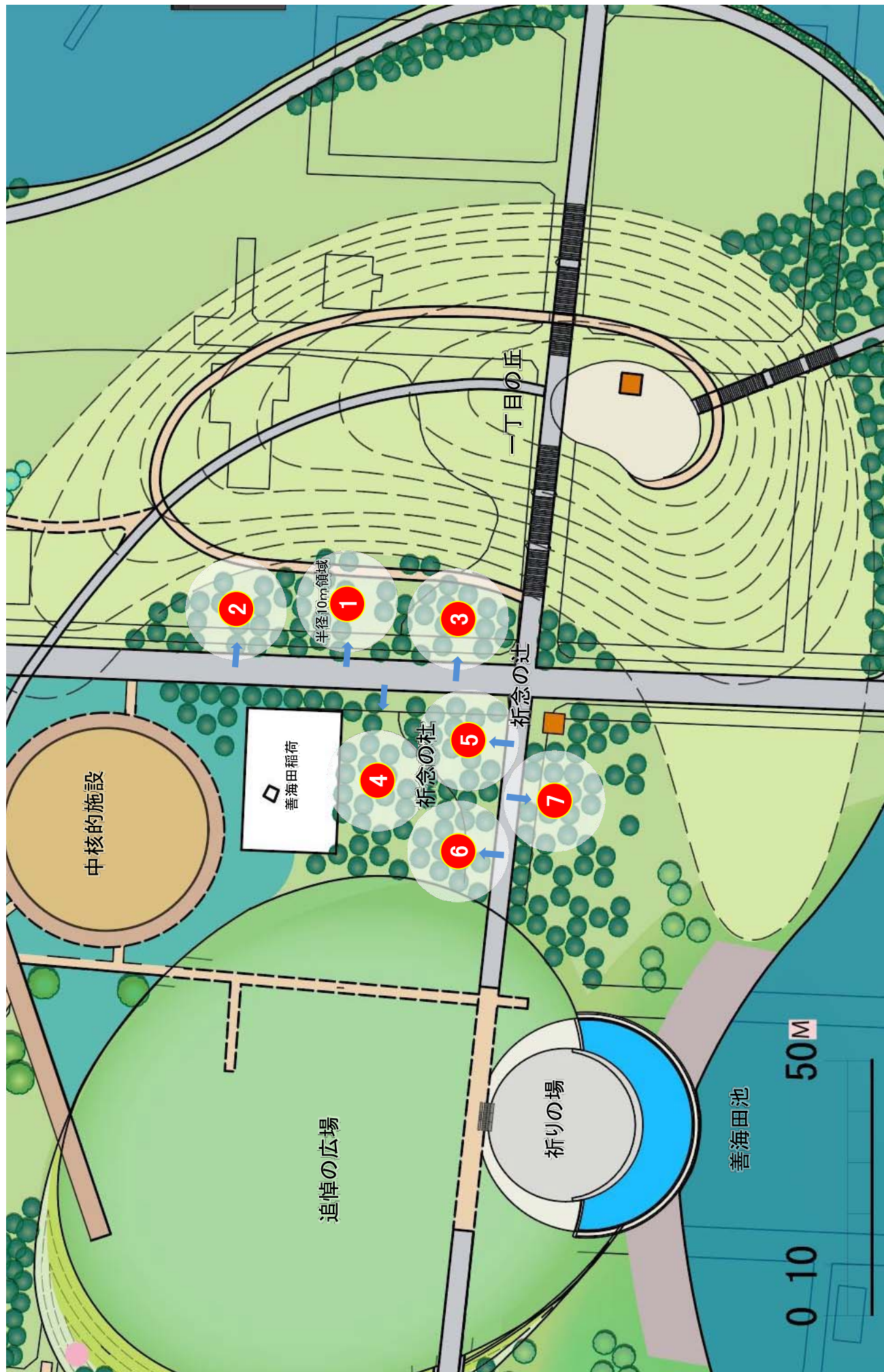
第7条 検討会議の事務局を県都市計画課に置く。

(設置の申請)

第8条 第5条に規定する事前協議において、公園管理者より同意を得られた設置希望者は、公園管理者に法第5条に基づく申請をしなければならない。

(損失等の責任)

第9条 前条に規定する申請に基づき設置した記念碑等が損傷、盗難及び自然災害等による損失があっても、公園管理者は一切の責任を負わないものとする。



別表

所属		職
国	国土交通省東北地方整備局東北国営公園事務所	建設専門官
県	土木部都市計画課	課長補佐（総括担当）
	土木部都市計画課	技術補佐（総括担当）
	土木部東部土木事務所	次長（総括担当）※
市	復興事業部	次長
有識者	石巻南浜津波復興祈念公園有識者委員会	オブザーバー
地元関係者	石巻南浜津波復興祈念公園参加型維持管理運営 検討協議会	会長

※事務職及び技術職